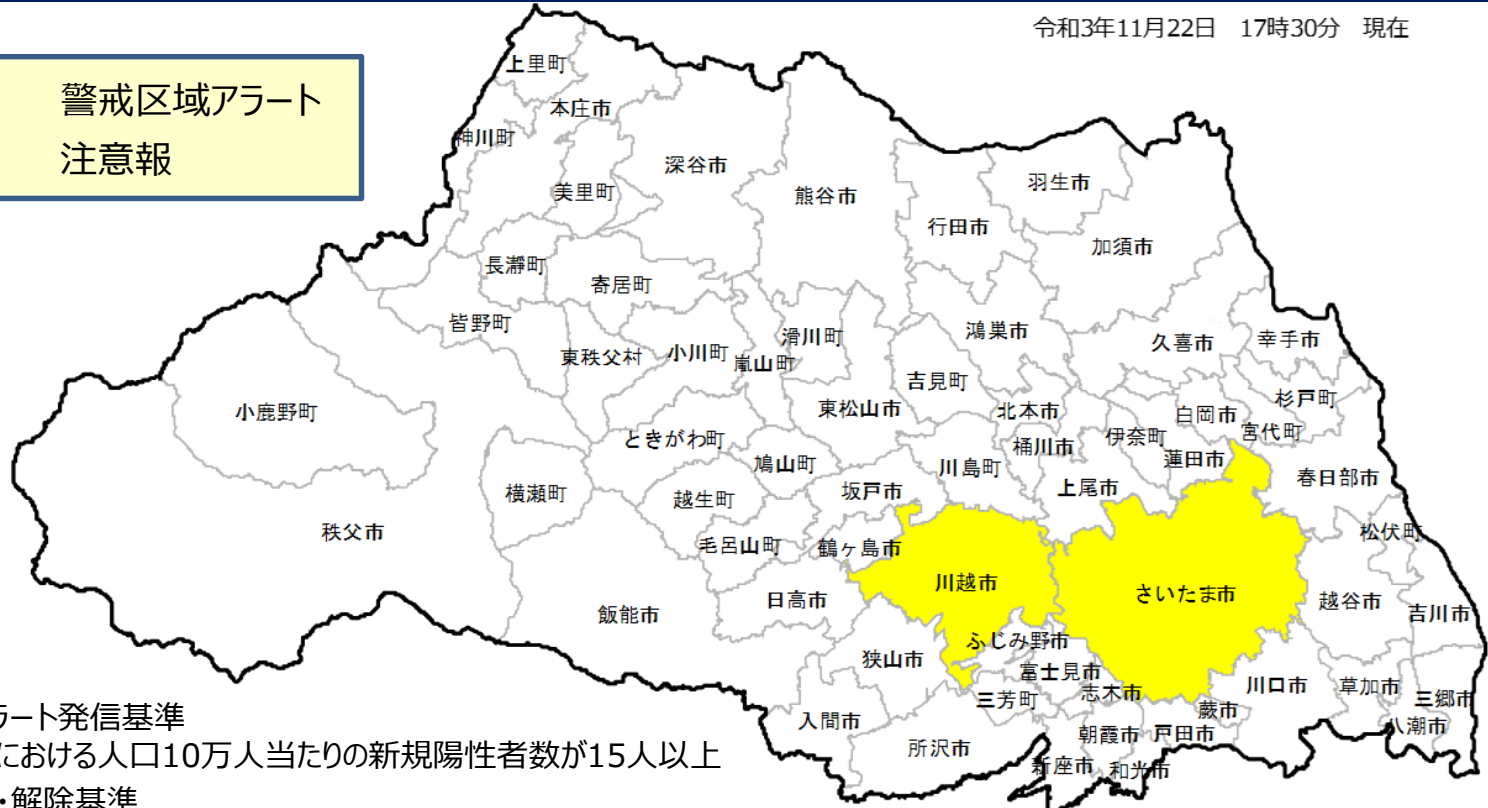


県内市町村別 警戒区域アラート等発信状況

令和3年11月22日 17時30分 現在

警戒区域アラート
注意報



○警戒区域アラート発信基準
直近7日間における人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上

○注意報発信・解除基準
【発信】1週間当たりの新規陽性者数の対先週比の増が直近7日間のうち計4日間以上の場合
【解除】1週間当たりの新規陽性者数の対先週比の増が直近7日間のうち0日の場合

県民の皆様へのお願い

(その他のお願い)

感染防止対策と社会経済活動を両立していくため、
ご協力をお願いします

- ◆ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、
「三つの密」の回避を含め、「人と人との距離の確保」、
「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等
基本的な感染防止対策を徹底
- ◆ 飲食等については、
「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」
認証店の利用を

事業者の皆様への要請等

(特措法第24条第9項ほか)

- ◆ 業種別ガイドラインの遵守 (特措法第24条第9項に基づく要請)
 - ・ 自主的な感染予防のための取組等を定めた
業種別ガイドラインを遵守してください
- ◆ クラスターの発生予防のために (その他のお願い)
 - ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設では、徹底した感染防止対策を
- ◆ 認証を取得していない飲食店等へ (その他のお願い)
 - ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の
認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得を

職場でのお願い

(その他のお願い)

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、
人との接触を低減
- ◆ 感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を
特に、「居場所の切り替わり」に注意し、
休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底
- ◆ 高齢者や基礎疾患を有する者、妊娠している者などに対し、
本人の申出等を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮を

イベントの開催制限 ～感染防止安全計画を策定する場合～

(特措法第24条第9項)

主催者が「感染防止安全計画」を策定し、県の確認を受けた場合、
人数上限を「収容定員」まで緩和します。

- 対象 … 「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント (大声なしを前提)

観客等が「①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること。」を大声とし、これを積極的に推奨、又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とします。

<「大声あり」の例>

- ・スポーツや音楽イベント等において、反復・継続的に行われる応援歌などによる合唱
- ・観客間の大声・長時間の会話 など

- 感染防止安全計画に記載すべき事項

・業種別ガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」等を踏まえ、具体的な感染防止対策を記載

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底、
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底、
- ③ 換気の徹底、
- ④ 来場者間の密集回避、
- ⑤ 飲食の制限、
- ⑥ 出演者等の感染防止、
- ⑦ 参加者の把握等

- 受付開始日 **令和3年11月25日(木)** ※ 原則、イベントの開催日の2週間前までに県に提出

イベントの開催制限 ～感染防止安全計画を策定しない場合～

(特措法第24条第9項)

主催者は、**県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者のホームページ等で公表するようにしてください。**

○ 人数上限等

・以下の 人数上限 と 収容定員に収容率を乗じた人数 のいずれか 小さいほう が 上限

人数上限	収容率
<u>5,000人</u> 又は <u>収容定員の50%</u> のいずれか <u>大きい方</u>	大声での歓声、声援が 無：100% 有：50%

施設の収容定員	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,001人以上
大声なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり	収容定員の半分まで		

・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど **収容定員が設定されていない場合** は、**十分な人との距離（1m以上）を確保**

○ 事前相談制度の廃止

1,000人超のイベントを対象とした事前相談制度については、11月24日受付分をもって廃止